

# 宋書南齊書・名代・猪膏から見た氏姓成立と盟神探湯

## 前之園 亮一

### はじめに

允恭天皇は、氏姓の虚偽・混乱がはなはだしいので、これを正すために盟神探湯を行なったところ、大いに効果があがって氏姓を偽る者はあとを絶ち、氏姓の混乱も収まって氏姓は正しく定まった、と『古事記』『日本書紀』は伝えている。この盟神探湯伝承の史実性について戦後の見解は、懐疑的・否定的に見解と、肯定的に受けとめる見解とに分かれており、どちらかというところ前者の見解が大勢を占めているように見受けられる。しかし、熟考もしないまま盟神探湯伝承は史実と無関係な虚構であるとして一蹴してしまうことは早計である、と私は思う。その一つの理由は、允恭朝のころに氏姓の創出が始まり盟神探湯伝承が史実に裏つけられた伝承であることを論証した説得力に富む本格的な研究が存在するからである。それは、管見の限りでは昭和五十七年に発表された前川明久氏の論文「盟神探湯とトモ」<sup>(1)</sup>と、平成八年に発表された黛弘道氏の論文「允恭天皇の盟神探湯」<sup>(2)</sup>である。

前川氏は、盟神探湯の対象となった氏姓が「八十友緒の氏姓」と伝えられていることに着目して次のように説かれた。トモは允恭朝に物部氏によって組織化された固有系トモ、雄略朝に蘇我氏によって編成された渡来人系トモという二段階の過程をへて大和政権の組織に編成された。盟神探湯の狙いはトモの範囲を確定し、トモの長を認定して大和政権の組織に組み込むことにあり、允恭朝は固有系トモの組織化の始まった時期にあたるので八十友緒の氏姓を定めた盟神探湯がこの御代の事績として伝えられているのである。盟神探湯と呼ばれる神判は、氏姓を定めてカバネの身分秩序に組み込むことを目的として物部氏や蘇我氏によって実際に執行された。固有系トモの長の称号は首、渡来人系トモの長の称号は村主であったが、六世紀以降に称号からカバネの首・村主になったのである。

次に黛氏は、『日本書紀』に見える「祖」字を含む人名表記をてがかりにして氏姓成立の時期を考察され、盟神探湯の史実性を論じられた。諸氏の名表記の推移を調査すると、たとえば和珣氏の場合は次のような変化がみられる。

- (1) 孝昭 68・正 天足彦国押人命。此和珥臣等始祖也。
- (2) 開化 6・正 和珥臣遠祖姥津命
- (3) 崇神 10・9 和珥臣遠祖彦国葺
- (4) 垂仁 25・2 和珥臣遠祖彦国葺
- (5) 神功元 3 和珥臣祖武振熊
- (6) 応神 2・3 和珥臣祖日觸使主
- (7) 仁徳 30・10 和珥臣祖口子臣
- (8) 仁徳 65 和珥臣祖難波根子武振熊
- (9) 雄略元 3 春日和珥臣深日
- (10) 仁賢元 2 和珥臣日爪(日觸)
- 仁徳六十五年までの表記は「始祖」「遠祖」「祖」字がつくが、雄略元年以後はそれが消えて「氏+姓+名」という通常の人名表記に変わる。すでに仁徳朝までに和珥臣氏が成立していたのなら和珥臣祖と表記する必要はなく、まだ和珥臣が未成立だからこそ祖字を付けて表記せざるをえなかった。従って和珥臣は仁徳六十五年よりの雄略元年までの間に成立したということになり、盟神探湯を行なった允恭朝はその間に含まれる。このような人名表記の変遷を膳・的・吉備・上毛野・大伴・物部・土師・倭氏について逐一検討して、『日本書紀』においては始祖・遠祖・祖字の付く人名は允恭より古い時代に集中し、「氏+姓+名」という氏姓制的な人名表記は允恭以後に現れることを鮮やかな手並で論証された。そして「允恭朝は、よくいわれるように、氏姓(の混乱)を正した、氏姓制史上の中間・画期ではなく、むしろ氏姓制の創出・確立期と考えるべきである」と結論された。黛氏はまた、平成九年発表の「允恭朝に関する

考察<sup>(3)</sup>」においても自説を要約・補強されている。

鋭利な黛説の登場によって、允恭朝は氏姓の創出の始まった画期的な時代であることが明かとなり、盟神探湯の史実性は一段と高められたと考える。そこで、私も前川氏・黛氏の驥尾に附して、五世紀中葉の允恭朝に氏姓が成立し始めていたことを別の角度から論証してみることにはしたい。なお、盟神探湯伝承の史実性を否定・疑問視する諸説を紹介しないのは片手落ちになるが、甚だ失礼ながら紙数の制約により割愛させていただくことにする。また、盟神探湯の史実性を認めるにしろ認めないにしろ、これまではもっぱら国内や朝鮮の史料に依拠して氏姓の起源・成立が論じられてきた。しかし、利用のしかたによっては中国史料も使えるのではないかと思う。そこで、冒険は承知のうえで『宋書』『南齊書』の百濟国伝を利用して氏姓の成立について考察する方法を試みることにする。

### 一 『宋書』『南齊書』からみたウヂの名の成立

盟神探湯を行なって氏姓の混乱を正したというからには、允恭朝以前にウヂの名が成立していたことが前提になる。そのような徴証が、『宋書』『南齊書』のなかに認められるであろうか。『宋書』倭国伝を見ると、永初二年(四二二)に倭姓の倭讚が遣使している。

高祖永初二年詔曰、倭讚万里修貢。遠誠宜甄可賜除授。

その後、同じ倭姓の倭隋が平西將軍に除されたことが

珍又求除正倭隋等十三人平西征虜冠軍輔国將軍号。詔並聽。

とみえ、これは文帝紀によると、元嘉十五年(四三八)のことである。また、文帝紀元嘉二十八年(四五二)条には、次のように倭姓

の倭済が進号されている。

安東將軍倭王倭済進号安東大將軍。

この倭讚・倭隋・倭済の倭は、すでに指摘されているように倭王とその一族の姓と見てよい。<sup>(4)</sup>『隋書』倭国伝では、倭王は漢字二字の「阿毎」という和風の姓を称しているが、五世紀の倭王とその一族は中国の姓に似せて一字の倭という姓を名のっていた。この倭姓は、「わ」と音読みしたに違いない。倭王とその一族が倭を姓としたのは、百済王が出身種族名にもとづいて扶余とか余を姓としたのと同じく、倭人・倭種あるいは倭国の倭をとったからであろう。

倭王とその一族が倭姓を称したのは、彼等が倭人・倭種・倭国のなかで最高の一族であり、倭人・倭種・倭国全体の支配氏族であることを対外的に闡明にするためであろう。また、倭王の一族以外のものに倭姓を名のらせないためでもあつと思われる。倭王の一族以外の者が対外的に倭姓を称すると、その者とその一族が倭人・倭種・倭国を代表する存在であるかのように受け取られる恐れがあつたからである。つまり倭姓は、自然発生的なものではなく、政治的な規制や制限をとまなう特別な姓であつたのである。すでに倭讚が遣使した四二一年の時点で、倭姓は倭王とその一族だけしか名のれない、という規制・制約があつたと思われる。といつても、それはあくまでも対外的な場合であり、対内的には倭王とその一族は姓を称することはなかつたであろう。そうだとすると、五世紀前半ごろに対外的に倭を姓として名のれる人間集団の範囲、すなわち倭王とその一族（これを大王氏族と仮称する）の範囲ははっきりと定まっていたことになる。言い換えれば、大王氏族という限定された集団

が成立していて、それ以外の人間集団とは区別されていたのである。

それでは、大王氏族のほかには氏族は成立していなかったのだろうか、氏族の名称も未成立だったのであるうか。『宋書』倭国伝によると、元嘉十五年（四三八）、倭王珍は倭隋ら十三人に平西・征虜・冠軍・輔国の將軍号を假授し、それを真授してほしいと願ひ出したので、文帝はこれをすべて許した、とある。それは、前ページに掲示したとおりである。また、同二十八年（四五二）、倭王済は配下の二十三人に「軍郡」を假授して、その真授を請願したところ、すべて認められたという。それは、次の記事である。

并除所上二十三人軍郡。

「軍郡」<sup>(5)</sup>とは、すでに指摘されているように將軍号と郡太守号のことである。宋から稱号を授与された十三人と二十三人のうち、姓が明らかなのは平西將軍を授けられたと推定される倭隋のみであるが、あとの三十五人は姓を有さなかつたのだろうか。それについて参考になるのは、同じく中国王朝から稱号を与えられた百済の臣僚達である。『宋書』百済国伝によると、大明二年（四五八）、百済王の余慶（蓋國王）は、余紀をはじめとする一族・臣下の文武の高官十一人は忠実に勤めているので、顕進されてしかるべきであると称して、彼らに將軍号を假授し、その除正を申請したので、孝武帝はそれをすべて許したとあるが、それは次のように記されている。

臣国累葉、偏受殊恩、文武良輔、世蒙朝爵。行冠軍將軍右賢王余紀等十一人、忠勤宜在顯進。伏願垂愍、並聽賜除。仍以行冠軍將軍右賢王余紀為冠軍將軍。以行征虜將軍左賢王余昆、行征虜將軍余暈並為征虜將軍。以行輔國將軍余都、余乂並為輔國將

軍。以行龍驤將軍沐杵・余爵並為龍驤將軍。以行寧朔將軍余流・糜貴並為寧朔將軍。以行建武將軍于西・余婁並為建武將軍。ここに、除授にあつた十一人の姓名(傍点)がのこらず明記されている。また、除授にあつた理由「忠勤宜在顯進」(傍線)も記されている。十一人のうち余姓の王族が八人を占め、のこりは沐姓、糜姓、于姓が各一人で、すべて一字でもって姓を記している。沐杵は『隋書』百濟伝などにみえる「大姓八族」のなかの木氏と同じで、『三國史記』百濟本紀蓋鹵王二十一年条の木苧滿致の複姓木苧を中国風に一字で表記したものと思われ、百濟人である。糜貴は、糜という姓が中国にないので百濟人の可能性がある。于姓は『三國史記』高句麗本紀に故国川王妃の父の于素という人名が見え、高句麗と百濟はともに夫余族出身の同根と伝えるので、于西も百濟人と思われる。

つぎに『南齊書』百濟国伝をみると、永明八年(四九〇)に百濟王牟大(東城王)は、多数の王族や臣下に爵号を假授して、その除正を要請している。

(上) 報功勞勤、実存名烈。假行寧朔將軍臣姐瑾等四人、振喝忠効、攘除国難、志勇果敢、等威名将、可謂扞城固蕃社稷、論功料勤、宜存甄頭。今依例假行職。伏願恩愍、聽除所假。寧朔將軍面中王姐瑾、歷替時務、武功竝列、今假行冠軍將軍都將軍都漢王。建威將軍八中候余古、弱冠補佐、忠効夙著、今假行寧朔將軍阿錯王。建威將軍余歴、忠款有素、文武烈頭、今假行龍驤將軍遺廬王。広武將軍余固、忠効時務、光宣国政、今假行建威將軍弗斯侯。

上の四人についても除正申請の理由が一人一人について明記されている。そのうち余姓の余古・余歴・余固の三人は王族らしいが、姐瑾も百濟人であろう。というのは、継体天皇七年六月条にみえる百濟の使者の姐彌文貴將軍の姐彌は複姓であるが、この姐彌を中国の姓に似せて一字で表記したのが、姐瑾の姐であろう。それに牟大の上表文では百濟人と中国人とを分別して除正の申請がなされているからである。右は百濟人グループであったが、次のグループは中国人(百濟系中国人)のグループである。

百濟王の牟大はさらに上表して、左記の三人の除正を請願した。臣所遣行建威將軍広陽太守兼長史臣高達、行建威將軍朝鮮太守兼司馬臣楊茂、行宣威將軍兼參軍臣会邁等三人、志行清亮、忠款夙著。往太始中、比使宋朝、今任臣使、冒涉波險、尋其至効、宜在進爵。謹依先例、各假行職。且玄沢靈休、万里所企。況親趾天庭、乃不蒙頼。伏願天監、特愍除正。達、辺効夙著、勤勞公務、今假行龍驤將軍帶方太守。茂、志行清考、公務不廢、今假行建威將軍広陵太守。邁、執志周密、屢致勤効、今假行広武將軍清河太守。

高達、楊茂、会邁の三人は、高、楊、会という中国人らしい姓を有し、長史、司馬、參軍という府官の官職を帯び、しかも齊への使節となっているので中国人の可能性が高い。『宋書』倭国伝においても、倭王讀の司馬は曹達という姓名を名のる中国人であり、やはり宋への使者となっている。高達・楊茂・会邁の三人についても官爵申請の理由が列挙されている。右に記した牟大の要請に対して、齊の武帝は要請を許可して將軍号・郡太守号を真授した。

続いて同じ『南齊書』百濟国伝によると、庚午年（四九〇年）、北魏（獫狁、匈奴）が数十万騎を発して百濟を攻め、その国境に侵入したので、百濟王の牟大は、沙法名・贊首流・解礼昆・木干那の四將に衆を率いて北魏軍を襲撃させ、大勝した。そこで牟大は、この四人に將軍号と王・侯号を仮授し、建武二年（四九五）に明帝のもとへ遣使上表して、その真授を申請した。

去庚午年、獫狁弗悛、拳兵深逼。臣遣沙法名等、領軍逆討、宵襲震擊、匈奴張惶、崩若海蕩。乘奔追斬、僵尸丹野。由是摧其銳氣、鯨暴輒凶。今邦宇謐靜、実名等之略。尋其功勳、宜在褒顯。今假沙法名、行征虜將軍邁羅王。贊首流、為行安國（輔国の誤りか）將軍辟中王。解礼昆、為行武威將軍弗中侯。木干那、前有軍功、又拔台筋。為行広威將軍面中侯。伏願天恩、特愍聽除。

北魏軍を撃破した沙法名、贊首流、解礼昆、木干那は、いずれも百濟人であろう。沙、解、木は、百濟の「大姓八族」の沙氏、解氏、木氏にあたり、贊は、天智天皇十年正月条にみえる百濟人の贊波羅の贊に同じと推定される。この四人が北魏軍を撃破する大功をたたえたという除正の請求理由も、やはり詳しく書き記されている。

また牟大は上表して、つぎの四名の官爵を要請した。

臣所遣行龍驤將軍桑浪太守兼長史臣慕遺、行建武將軍城陽太守兼司馬臣王茂、兼參軍行振武將軍朝鮮太守臣張塞、行揚武將軍臣陳明、在官亡私、唯公是務。見危授命、蹈難弗顧。今任臣使、冒涉波險、尽其至誠。実宜進爵。各假行署。伏願聖朝、特賜除正。

この四名は、慕、王、張、陳という中国人らしい姓を持ち、長史

司馬、參軍という府官の官職を帯び、しかも齊への使者となっているので、百濟王に仕えていた中国人の公算が大である。同じく彼らについても、除正を求める理由が書かれている。

これまで見てきたように、百濟王が配下の王族や百濟人・中国人（百濟系中国人）の臣僚に官爵を仮授して、その除正を宋や齊の皇帝に要請する場合は、配下の姓名を一人一人明記し、かつまた仮授・除正の理由を併記して、上表しているのである。これより類推するに、倭王珍が倭隋ら十三人に平西・征虜・冠軍・輔國將軍号を仮授し、倭王濟が配下の二十三人に軍郡（將軍号と郡太守号）を仮授して、その除正を宋の皇帝に申請した際にも、やはり十三人、二十三人の、姓名と仮授・除正の理由を書き記して上表した公算が大である。倭隋の場合ははっきりと姓名が明記されているのである。

しかも高寛敏氏が指摘されているごとく、倭・百濟間に府官の往来があったとすれば、府官が起草・執筆した倭王の上表文と百濟王の上表文の間に類似性や共通性が生じても不思議ではないので、珍・濟の上表文にも百濟王の上表文と同様に配下の姓名が列記されていた可能性は低くない。ちなみに川本芳昭氏は、四七八年の倭王武の上表文と四七二年の百濟王余慶の北魏への上表文について、「作藩」と「奉藩」、「天極」と「東極」等々、用語およびその使用方法に類似性があることを指摘して、その理由を「当時の百濟と倭国には共通の基盤にたつ、中国文化を熟知した人々、或いは中国人がいたということが想定される」と説明されている。また、珍と濟が配下に官爵を仮授して、その除正を申請した四三八年、四五一年は、百濟王が同じ要請を初めて行なった四五八年より二十年から七

年も早いので、珍と済が百済王のやりかたを真似て配下への爵号仮授・除正要求を行なったとは考えがたい。<sup>8)</sup>むしろ百済王が、倭王の先例に倣った可能性が高いと思う。

珍の配下の十三人、済の配下の二十三人のなかには倭隋のような王族だけでなく、中央・地方の有力豪族が少なからず含まれていたと推測される。そして、百済王の上表文では、複姓の姐彌を姐、木弼を木というぐあいに中国風に一字で表記しているので、珍の上表文には、倭隋のみならず他の十二人の姓も漢字一字で記載され、済の上表文にも二十三人全員の姓が一字で明記されていたであろう。

憶測するに、葛木(葛城)は葛、平群は平、丸爾(和珥)は丸(和)、木(紀)は紀、吉備は吉、毛野は毛、大伴は大、物部は物、というふうに書かれていたであろう。中国の姓と倭国のウヂの名とは性格・由来を異にするものの、ウヂの名を中国の姓に似せて一字でもって上表文に記載したのは、曹達のような中国人府官の仕業であろう。すると、葛木・丸爾など地名を負うウヂの名の成立は職名を負うウヂの名より遅い、とは必ずしも言えなくなるのである。

さて、安東將軍・倭国王に除された珍は、「安東將軍章」の印文のある章綬と、「宋倭国王章」とか「親宋倭国王章」といった印文のある章綬と、「倭国王」封冊の冊書とが宋から与えられたはずで、その冊書には倭珍という姓名が記入されていたことであろう。使持節・都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王に除された済も、「使持節」の官号に対応する節、「都督……六国諸軍事」に対応する章綬、「安東大將軍章」の章綬、「宋倭国王章」とか「親宋倭国王章」といった印文のある章綬、「倭国王」冊封の冊

書を授与され、その冊書には倭済という姓名が記載されていたと思われる。それと同時に珍の配下の十三人にも「平西將軍章」などの將軍号を刻んだ章綬が、済の部下の二十三人にも「某將軍章」の章綬と「某郡太守印」の印綬が授けられたと見てよい。さらに憶測を遅くすれば、彼らを將軍や、將軍・郡太守に任命する旨を記した一人一人の辞令書も珍、済のもとにまとめて届けられたのではあるまいか。そうだとすると、その辞令書(制書形式か)には十三人、二十三人の姓名が書き記されていたはずである。後世の例であるが、『朝野群載』巻二十所載、唐・元和元年(八〇六)の高階遠成宛の唐の告身(官を授ける時に本人に与える辞令書)には、「日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成 右、中大夫試太子中允たるべし、余は如<sup>と</sup>の如くせよ<sup>と</sup>」<sup>10)</sup>というようにウヂの名のみならずカバネ真人まで明記されている。珍と済は、送られてきた章綬と辞令書を配下の一人一人に下賜する儀式をとり行なうことによって、主従の上下関係を一段と明確にしようとしたのではないだろうか。

これまで述べてきたように、配下に仮授した官爵の除正を求める珍・済の上表文に、配下のウヂの名を中国の姓に似せて一字で表記した姓が列記されていたとすれば、反正天皇に比定できる珍の時代の四三八年にはすでにウヂの名が成立しており、次の済すなわち允恭天皇の時代の四五一年までの間に、ウヂの名を称する者は二倍近くも増加していたことになる。珍の配下十三人、済の部下二十三人のうち王族と中国人府官が半数近くを占めていたと仮定しても、残りの六・七人、十二・三名は優勢な豪族の族長的な人物であろう。もし彼らのなかに、珍の時にも済の時にもウヂの名を同じ一字の姓

で表記して再度除正に与つた者がいたとすれば、その者の姓（ウヂの名）はかりそめの一時的なものではなく、持続的・固定的なものになっていると言えるであろう。そして彼らがウヂの名を名のつていたのなら、それに対応するウヂの実態も珍・済の時代に形成されていた公算は小さくない、と考えられるのである。

しかしながら、『宋書』倭国伝と『宋書』『南齊書』の百済国伝から推定できるウヂの名を有する者の数は、珍の時代に六・七人ぐらゐ、済の時代に十二・三人ぐらゐに過ぎず（十三人、二十三人のうち半数は王族と中国人府官が含まれると仮定して、これを差し引いた人数）、これをもって広くウヂの名が成立していたとは言いがたいであろう。この六・七人と十二・三人の多くは、当時の大和政権の有力構成員であった大豪族の族長的な人々であった可能性が高く、カバネでいうと臣・連や君を称する者たちであろう。それ以下の大多数の豪族の間にも広くウヂの名は成立していたのかどうか、それを『宋書』『南齊書』から窺うことは困難である。ただ言えることは、三品・四品の將軍号や五品の郡太守号を授与された者の数が十三人とか二十三人とかに限定されていることから考えて、五世紀前半・中葉の豪族階級は、將軍号・太守号を授与される資格のある小数の有力豪族と、その資格を認められない大多数の豪族とに分かれていて、その間には身分の上下・格差があったらしいことである。珍の配下に与えられた將軍号の官品は、いずれも三品である。済の部下二十三人はいかなる將軍号を授与されたのか詳らかでない。しかし、「軍郡に除す」という記述の仕方から考えて、將軍号と郡太守号を一セットにして授けられた可能性があり、郡太守は五品の官

であるから、それと一緒に与えられた將軍号は五品以上のものと推測されるが、ちなみに百済王の配下が宋・齊から授かった將軍号の官品は、すべて三品または四品である。おそらく済の配下が除授されたのも三品・四品の將軍号であろう。

思うに、珍と済は、宋朝の官制や將軍の序列に精通していた中国人府官の補弼を受けながら、三品・四品という上位の將軍号を授けるにふさわしい有力な臣下を選んで、彼らに將軍号を仮授し、その除正を宋に求めたのであろう。そうであれば、当時の豪族階級は、三品・四品の上位の將軍号を大王から仮授される資格を認められた最上層部の小数の豪族層と、その資格を認められない大多数の豪族層に人為的・政治的に分別されていたと考えられる。ただし、後者がすべて中小豪族ばかりとも断定できないし、これ以外の分別の仕方もあったはずである。そして、最上層部の豪族は、先に述べたとおりウヂの名を有しており、それを珍・済の意を受けた中国人府官が中国の姓に似せて一字で表記して、彼らに対する將軍号の除正を求める上表文を書いたのであろう。

## 二 名代からみた氏姓の成立

珍・済の時代に一部の有力豪族がウヂの名を有していたことは、『宋書』『南齊書』の百済国伝から推測できるが、中小豪族については類推不可能である。そこで、本章では「記紀」の允恭天皇段・允恭天皇紀の名代設置記事に注目して、名代の伴造の氏が允恭天皇朝に成立していたことについて述べることにしたい。

稲荷山古墳出土鉄剣銘の乎獲居臣の末尾の字は、臣と読まれるこ

とが多いものの、直と見る説もある。いずれが正しいのか私には断定できないが、もし直説が正しいとすれば、直は臣と異なり敬称・尊称の前歴がないので四七一年にカバネ直が成立していたことになる。また、「癸未年」の紀年を有する隅田八幡宮人物画像鏡銘にも「開中費直」という氏がみえ、「癸未年」については四四一年説と五〇三年説が有力視されているが、前者が妥当だとすれば、允恭朝の四四一年に開中費直という氏が存在したことになる。費直・直と同じくカバネ造も中小豪族に特有なカバネであるが、穴人造・刑部造・河部造・藤原部造・輕部造など造姓の伴造は允恭朝に起源するものが少なくない。このうち穴人部・刑部・河部については旧稿に詳論したので、本章の主題と関連する所だけを要約して記す。

まず穴人部は、雄略天皇二十年十月条に穴人部の起源譚がみえる。

天皇は吉野へ狩りに出かけた折、天皇みずから「鮮」を作ってもよいものかどうか群臣に下問したところ、思いがけない質問に誰も即答できないことに激怒した天皇は、怒りにまかせて傍らの御者を切り捨てて皇居に還幸した。天皇の質問の真意が穴人部の設置にあることを推察した皇太后の忍坂大中姫は、「今貢るとも晚からじ、我を以て初めとせよ。膳臣長野、能く穴膾を作る。願はくは此を以て貢らむ」といって、率先して膳臣長野を穴人部として献上した。さらに皇太后は、「我が厨人菟田御戸部・真鋒田高天、此の二人を以て、加貢へて、穴人部とせむ」と言つて、己の「厨人」の菟田御戸部と真鋒田高天の二人も穴人部に献じたので、臣連伴造国造らも次々に穴人部を献上したという。これより忍坂大中姫の家政機関に膳臣・菟田御戸部・真鋒田高天などの諸豪族が仕えていたことが知

られるが、厨人の菟田御戸部と真鋒田高天は実は猪養の長であった。というのは、真鋒田高天の真鋒は菟田香融氏が指摘されたように、「目割き」の意味である。目割きは、黠くこと、すなわち目のまわりや顔面に入墨をすることで、黠は「めさきぎざむ」とも読む。履中元年条、同五年条、雄略十一年条、神武天皇記、安康天皇記などから知られるところでは、阿曇部や鳥飼部・馬飼部・猪養・久米直関係の人々のなかには、黠の習俗があった。これは、刑罰としての黠ではない。真鋒田高天は鳥獣の肉を料理する穴人部になったのだから、もともと鳥飼部または猪養であった可能性が高く、宇陀地方に本拠地を有する黠面の猪養であった。忍坂大中姫は菟田御戸部と真鋒田高天を「我が厨人」と親しみをこめて呼んでいることから推察して、宇陀の広大な山林原野を背後に有する忍坂宮の厨人には宇陀の猪養が厨人となって上番し、猪を献上してその肉を調理していた。忍坂大中姫は、己の厨人である猪養の一部を割いて穴人部に編成したのであり、穴人部は本をただせば根源的には猪養であった。

忍坂大中姫は膳臣長野が「能く穴膾を作る」ので、これを穴人部に献上したということから推測すると、膳臣自身が猪養ではなかったにしても、この氏の一派の膳臣長野は猪養を支配下に置いていた可能性が高い。膳臣長野の後裔が、『新撰姓氏録』左京皇別上に「阿倍朝臣と同祖、大彦命の男彦背立大稻腰命の後なり」と称する穴人朝臣（もと臣、天武十四年に朝臣）と思われる。つまり穴人臣（朝臣）は猪養の出身ではないものの、穴人部の惣領的伴造として猪養よりなる穴人部を従えていた。そして、この穴人臣のもとに伴造の穴人造（系未詳、天武十年に連）があり、この穴人造こそ元は

猪養の長であり、実際に猪養としての穴人部を支配・管理していた。真鋒田高天は、穴人造の祖先にあたる人物であろう。黠面の猪養の長であった真鋒田高天は、身分の高い豪族であるがゆえに、造姓の穴人造を賜姓されたのである。ただし、諸国に分布する穴人部もすべて猪養であったとは断定できない。穴人部の本源・中心となつた集団（忍坂宮に仕えていた猪養の集団とその長）に関する限り、彼らはもともと猪養の人々であった。

穴人部の起源伝承は雄略二年条に載せられているからといって、穴人部は雄略朝に設定された、と即断するわけにはいかない。日野昭氏が、穴人部の起源伝承は「書紀の編者がそれまでに存在した穴人部に関する伝承をここに総合的にまとめて記事を構作したことによる」と言われ、寺西貞弘氏も「穴人部が皇太后忍坂大中姫の手によって献上されなくてはならない、しかも、そこになら説明を要さないほどの必然性があった」と述べられているように、穴人部が忍坂大中姫によって設定されたという伝承は、確かな古伝といつてよい。従つて、穴人部は允恭朝に設定された可能性が高い。それにもかかわらず、穴人部の起源譚を雄略二年条に載せた理由は、同七年是歳条の「或本」に百濟から帰還した吉備臣弟君が穴人部を献上した記事があり、これに引かれたからである。もう一つの理由は、書紀編者が雄略朝を画期と考える歴史観を有していたために、種々の部の起源を雄略紀に集めたからである。穴穂部の設置を雄略十九年条に配置したのもその一例である。穴人部は、忍坂大中姫が忍坂宮の家政機関を整備するために、あるいは允恭天皇のために、己の所有する猪養集団の一部を割いて允恭朝に編成したものと考える。

四世紀以来の大和政権の内外征服によって、大王のもとには農耕民のみならず、猪養をはじめとする多様な山林河海の民や渡来系の技術者集団などが多数集積されていて、それらが忍坂大中姫など王族にも相続・領有され、王族の家政機関の構成員や経済基盤となっていた。そして、允恭朝前後の頃にこれら王族所有の人民・豪族を元本にして穴人部や名代に編成することが始まり、ついで諸豪族の人民を割き取つて穴人部や名代を広く設定していった。後述の刑部・河部・藤原部・軽部なども、そのようにして設定されたと思われる。穴人部とその伴造の穴人造が允恭朝に設定されたのなら、允恭朝に穴人造という氏姓が成立したことになる。カバネ造の語義は「御臣」の意味であるという本居宣長の説に従えば、真鋒田高天が造というカバネを与えられた理由も理解しやすい。もともと忍坂宮の家政機関に厨人として仕え、ついで穴人部の伴造の穴人造になった真鋒田高天は、主人の忍坂大中姫から見れば、まさに御臣にほかならない。造というカバネは、もともと大王や王族の家政機関に御臣として隸属・奉仕していた中小豪族に授けるにふさわしいカバネといつてよい。

次に刑部は、忍坂大中姫の名代と伝えられているが、名代については諸説紛々として定見をみない。小林敏男氏は名代の研究史を振り返つて、近年は「五世紀代に名代という部民の実態を想定する」とは研究的にはいよいよ難しくなってきた」と言われている。しかし、名代は五世紀に設置されたとする伝統的な見解は、一概に否定できないと思う。オシサカバは忍坂部とか忍壁とか書かれることもあるが、通用的表記は刑部である。オシサカバのオシサカは忍坂

大中姫の名ないしはその宮殿忍坂宮に因むものであろう。オシサカベは刑部と表記されるので、刑罰にかかわる職務に従事したとする説がある。しかし、刑部が刑罰に関与した明証は見いだしがたい。

それでは、なにゆえにオシサカベを刑部と表記するようになったのか。刑という漢字には、多様な意味がある。①つみする、②くびきる・くびはねる、③ころす、④罰の一種（いれずみ・鼻きり・去勢など肉体に加える罰）、⑤そこなう、⑥司法官、⑦のり・おきて、⑧かた（型）・いがた、⑨のつとる（模範をとる）、⑩おさめる・ただす、⑪なる・できあがる、⑫あらわれる、⑬かなえ・なべ、などの意味がある。<sup>(18)</sup> そのうち注目されるのは、④のなかの「いれずみ」であり、刑部とは入墨をしている部、黥面の部を意味する表記である。というのは、先に述べたように穴人造は根源的には黥面の猪養であったが、その穴人造と刑部は後述のごとく親縁関係に結ばれているからである。刑部は、根元的には忍坂大中姫所有の黥面の猪養であり、忍坂宮に直属していた猪養集団を名代に編成したのが刑部の始まりであった。つまり、忍坂宮の経済基盤の一部となっていた猪養集団の一方は穴人部に編成され、他方は刑部に設定された。従って、穴人部と刑部は同源・同根の親縁関係にあるわけである。

穴人部と刑部の親縁関係を説明する鍵となるのは、忍壁皇子を石上神宮に派遣して神宝を磨かせたことが記されている天武天皇三年八月条の次の記事である。

忍壁皇子を石上神宮に遣して、膏油を以て神宝を瑩<sup>な</sup>かしむ。即日に、勅して曰く、元来諸家の、神府に貯める宝物、今皆其の子孫に還せとのたまふ。

石上神宮は大和政権の武器庫といわれるように、この神社には膨大な武器・武具が貯蔵されていた。『日本後紀』延暦二十三年二月五日条によると、山城国葛野郡に移されていた石上神宮の器仗を再び神宮に移送するに際して、単工十五万七千余人を必要としたという。これより推察すると、諸家に「神宝」を返したあとでも石上神宮の「神府」には少なくとも何十万点という武器・武具等が所蔵されていたはずである。その石上神宮の兵器を瑩<sup>な</sup>くために、忍壁皇子を派遣したのはなぜか。忍壁皇子は天武天皇の十一人の皇子のうち、四番目または二番目の皇子であるらしい。年長の高市・草壁・大津皇子をさしおいて、ことさら忍壁皇子を派遣したのは、この皇子が石上神宮の神宝と特別に深い関係にあったからにほかなるまい。忍壁皇子の生母は穴人臣大麻呂の娘穀媛娘であるが、養育者は刑部氏であろう。この皇子の名前は、当時の慣習に従って養育者の名にちなんで命名された公算が大である。ただし、刑部氏といっても幾流もあり、忍壁皇子と石上神宮との密接なつながりから考えて、『先代旧事本紀』天孫本紀に物部石持連公の後裔と称する刑部造である。穴人臣が、娘の生んだ大事な皇子の養育を刑部造に委ねたのは、もともと両氏が昵懇の間柄にあったからである。穴人臣は惣領的伴造として猪養である穴人造と穴人部を統率していたが、一方刑部造も黥面の猪養の長であったので、両氏は共通の出自・職務を通じて親密な関係にあった。穴人臣・穴人造と刑部造は猪を飼育してその肉を貢進したにとどまらず、武器を瑩<sup>な</sup>くのに不可欠な猪膏も貢上していた。石上神宮で忍壁皇子に「膏油」で神宝を瑩<sup>な</sup>かせたというが、その膏は猪膏のことである。それは、『延喜式』兵庫式大祓横刀条

の「猪膏五合鑿刀料」という記事から推定できる。穴人臣・穴人造と刑部造は石上神宮の膨大な刀剣を鑿くための猪膏も貢納していたのである。つまり、忍壁皇子を指定して猪膏でもって石上神宮の器仗を鑿かせたわけは、忍壁皇子の母方氏族の穴人臣も養育者の刑部造もともに大化以前から大量の猪膏を貢進して石上神宮の武器庫の兵器を鑿く職務を負っていたからである。

刑部が武器を磨鑿する職務に従事していたことは、次の垂仁天皇三十九年十月条の十箇の品部の神刑部から推定できる。

一に云はく、五十瓊敷皇子、茅渟の菟砥の河上に居します。鍛名は河上を喚して、大刀一千口を作らしむ。是の時に、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊檀部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并せて十箇の品部もて、五十瓊敷皇子に賜ふ。其の一千口の大刀をば、忍坂邑に蔵む。然して後に、忍坂より移して、石上神宮に蔵む。

これは、石上神宮に大量の刀剣を収蔵していることの起源譚である。十箇の品部の多くは武器・武具等の製造に従事しているが、神刑部は猪膏で刀剣を鑿く職務に従事したと思われる。その神刑部を出していた刑部造に養育された忍壁皇子こそ、石上神宮に派遣して猪膏で神宝を鑿かせるにもっとも相応しい皇子であった。要するに、刑部と刑部造は本源的には忍坂宮の家政機関に仕えていた黥面の猪養の集団とその長であり、彼らを名代に編成したのが刑部の始まりであった。その際、刑部という表記が用いられたのは、彼らが顔面に入墨をしていたからであり、刑字には「いれずみ」の意味があるからである。ついで全国の諸豪族とその人民を刑部に設定していっ

たのであるが、彼らも猪養とは限らず、多くは一般の農民であろう。

忍坂宮の家政機関には、猪養のみならず①炊爨に従事する大炊、②警護に当たる舎人、③渡来系の工人集団、④渡来系の史集団も奉仕していた。猪養集団を元本にして刑部が設置された際に、①の長は大炊刑部造(左京・右京神別下)に、②の長は刑部舎人造(系未詳)に、③の長は刑部造(河内国諸蕃)に、④の長は刑部史(阿智王に随従渡来した七姓漢人の李姓の後裔)にそれぞれ編成された。彼らは黥面の人々ではなかったにもかかわらず、入墨の意味のある刑部という表記が適用されたのは、刑部の始原・元本となつたのが黥面の猪養であつたからであり、その長をもって刑部の惣領的伴造に任じたからである。刑部には連姓の伴造はいない。刑部造が惣領的伴造である。なぜ刑部の惣領的伴造は連姓より下位の造姓なのかという点、もともと忍坂大中姫に仕えていた御臣であつたからであり、また本来身分の高くない黥面の猪養の長であつたからである。

次に河部は、『古事記』允恭天皇段に「大后の弟田井中比売の御名代として、河部を定めたまひき」とある。田井中比売が允恭の妃となつたことはどこにも書いてないのに、彼女のために天皇が河部を設定したことがわざわざ記されているのは、田井中比売が允恭の妃であつたからであり、その名代として実際に河部を定めたからである。そうだとすると田井中比売と河部との間には名称上のつながりも共通性もなく、依然として釈然としないものが残る。しかし、名代の名称は領有者の名前や居住地・宮号などと一致するということは通則として認められるものの、例外もありえる。河部という名称は、田井中比売の名代の実態や職掌を表わすものであつて、名代

のなかにはその実態や職掌をもって呼ばれたものもあつたから、田井中比売の名代として河部を定めても不思議ではない。

河部は、河川の水産物を貢進したり河川交通に従事したと推測されるが、河部に類似するものとして川人・川人部がある。河部と川人・川人部がもっぱら畿内とその周辺に分布するのは、河川の新鮮な水産物を貢上するためにほかならないが、真鍮田高天や刑部造などが猪養集団を率いて忍坂大中姫の厨人として供膳に奉仕したのと同じく、河部の伴造の川造も河部や川人・川人部を率いて田井中比売の厨人となって食膳に奉仕したのであり、彼らは田井中比売の経済基盤となっていた。「田井中比売の御名代として、河部を定めたまひき」という一節の意味は、田井中比売がもともと所有していた河川の民を新たに河部に編成して名代としたということであろう。河部のカバネ姓は川造と川直しか見られないが、惣領的伴造の川造がカバネ造を称する理由は、もともと田井中比売の家政機関に仕える御臣であり、本来身分の高い河川の民の長だからである。姉の忍坂大中姫は固有の経済基盤として山林狩猟の民の猪養、大炊や渡来系の工人・史集団を、妹の田井中比売も同じく河川の民を領有していたが、それらは四世紀以来の内外征服活動によって祖父応神天皇や両親のもとに集積されていたものを相続したものであろう。彼女達の姉妹の衣通郎姫（藤原琴節郎女）の名代藤原部も、衣通郎姫が祖先から伝領していた人民・中小豪族を元本にして設置した公算が高い。允恭天皇十一年三月条に、天皇の意を受けた大伴室屋が「諸国造等に科せて、衣通郎姫の為に、藤原部を定」めたところがあるが、大伴室屋が藤原部を設定したという伝承は信憑性が高い。とい

うのは、養老五年下総国倉麻郡意布郷戸籍は藤原部姓で占められているなかに大伴部姓が二人含まれているからである。また、大伴氏は仲哀天皇九年条の大伴武以以後ながらく姿を見せないのに、ここに至って再び登場して以後は継続的に活動が記されるようになるので、大伴室屋は実在した可能性が低いからである。さらに、衣通郎姫の藤原宮の近辺にも大伴氏が居住していたからである。藤原部の元本となったのは、衣通郎姫が伝領していた人民や豪族で藤原宮に仕えていた人々であろう。衣通郎姫の家的存在でもあった大伴室屋は、彼らを先ず藤原部と藤原部造に編成し、次に諸豪族の人民を割き取って広く藤原部を設定していったと推定される。惣領的伴造藤原造が造姓である理由は、藤原部造は衣通郎姫に対しては御臣にはかならず、元来身分の高い中小豪族だからである。

次に、允恭天皇記に「木梨之輕太子の御名代として輕部を定む」とある輕部に移る。輕太子・輕部の名は高市郡の要衝の地名輕に因むと見てよく、ここに輕皇子は宮殿を営み（これを輕宮と仮称する）、それに付属する多数の人民・豪族を領有していたのであろう。この輕宮と付属の民は、曾祖父応神天皇の輕島豊明宮とその付属の民を伝領したものである可能性も考えられ、そうだとすれば、輕皇子が「太子」と伝えられる理由の一斑もここにあるのかもしれない。輕部と伴造の輕部造は、もともと輕宮に直屬していた人々を名代に編成したものであろう。しかる後に各地の豪族と人民を輕部に設定していったと思われる。伴造の輕部造が造姓であるのは、彼が主人の輕皇子の御臣であったからである。しかし、輕部の惣領的伴造は、許勢小柄宿禰の後裔と称する輕部臣であろう。輕部造より身分的に

上位の輕部臣は、輕皇子の家政機関に仕える諸豪族の中の最有力者であり、家司的地位にあったので輕皇子直屬の豪族・人民を輕部に編成した際に惣領的伴造になったと推測される。臣姓の豪族が王族の家政機関に仕えていた例は、忍坂大中姫に仕えていた膳臣長野がある。彼は「能く穴臚を作る」ので、穴人部に設定された。膳臣長野や輕部臣は、穴人臣・輕部臣に設定される以前から臣のカバネを有していた可能性もあるが、おそくとも允恭朝に惣領的伴造に設定された際に、穴人臣・輕部臣という氏姓を授けられたはずである。

これまで見てきたように、穴人部と名代の刑部・河部・藤原部・輕部は、允恭朝に実際に設置された公算が大であり、その伴造の穴人造・刑部造・河部造・藤原部造・輕部造も同時に任命され賜姓されたと思われる。これら造姓の伴造は、主人の王族から見れば家政機関に隸屬していた御臣みみぢであり、その身分は元々猪膏や河川の民の長などを含む中小豪族であった。それゆえに、連より下位の造というカバネを賜与されたのである。その点、志田諱一氏が「允恭天皇の皇后忍坂大中姫の名代とされる刑部、衣通郎姫の名代とされる藤原部、安康天皇の名代とされる穴穂部の伴造が、刑部造・藤原部造・穴穂部造とそれぞれ『造』の姓を称しているのをみると、允恭・安康天皇の実在した五世紀中葉から後半にかけて、造の姓がこれらの伴造にあたえられたことになるので、鳥取造の姓も五世紀のものとしてよいであろう」と言われていることに賛意を表したい。

穴人造・刑部造・河部造・藤原部造・輕部造という僅かに五例をもって、允恭朝に広く中小豪族層まで氏姓が付与されていたと断言するわけにはいかないものの、允恭朝は名代の設定等を通じて中小

豪族層の一部にも氏姓の秩序を拡大していきつつあった時代、氏姓の付与を介して諸王族の私的支配下や家政機関の中に埋没していた中小豪族まで王権の支配下に組み込もうとしていた時代であった、とは言えるであろう。允恭天皇による盟神探湯によって、一齊に氏姓の秩序が定まったかのごとく伝える盟神探湯伝承は、実は允恭朝の頃にかなりな程度に氏姓の秩序が形成されていた事実を誇張して伝えたものであろう。

ただし、刑部など「某部」という部称が允恭朝に成立していたのか、というむずかしい問題が残っている。通説視されている平野邦雄氏の説によると、日本の部は五世紀末に百済の内官制(穀部・肉部・掠部など十二部)を輸入して、すでに成立していた「百八十部」と呼ばれる多くの下級豪族(トモ)を朝廷の権力的基礎として位置づけ、渡来系技術者を「品部」(ヘ・トモ)として朝廷の周辺に広範に組織し、これを中核として、それまでの豪族や王族の私地私民制(カキ・コシロ)を再編し、いわゆる部民制を創出したのであり、「某部」の称は五世紀末より始まったと言われている<sup>(21)</sup>。すると、部称は五世紀中葉の允恭朝には未成立ということになるが、平野氏は別の箇所では「要するに、孔王部・藤原部・刑部・目下部などは、大化前代においては、『氏』の形成と無関係の存在であったろう。しかしこのばあいでも、国造やその一族は、部姓を称するか、某部直をもち、『氏』の組織の一部をなしたものとおもわれる」というふうにして、刑部(刑部直)や藤原部(藤原部直)という部称が允恭朝に成立していたかのような書き方もされている。

部は中国起源の漢字であり、部曲などの用語は五世紀は勿論のこ

と漢・後漢のころから多用されているので、倭主に仕えていた中国人府官によって伝えられた可能性もあり、百濟經由だけでも限るまい。西本昌弘氏は、日本や朝鮮の部の語の起源は、中国の軍事・儀式で活躍する部曲に求められると説いておられる。刑部という独特な表記も漢字に精通していた府官によって作られたのであろう。刑部は刑罰と無関係なのに、また刑という漢字にはオシサカの訓みも意味も無いにもかかわらず、オシサカベに刑部という字を当てたわけは、刑部の根源・元本になった人々が豎面の猪養であったからであり、刑字には「いれずみ」の意味もあったからである。刑部という一見謎めいた表記は、漢字に関する該博な知識を弄んで作られた戯作的産物であり、刑字の持つ多様な意味を知悉していた中国人府官にはじめて可能であったと思われる。それゆえに刑部は漢語的な表記であり、漢語的表記の杖刀人や典曹人と等しく非常に古い表記なのである。それにくらべ忍坂部や忍壁などのような和語的な表記は、のちに作られた新しい表記といつてよい。刑部という部称は、すでに允恭朝に成立していた公算は低くないのである。

また、名代の部の設定時期は、生産的トモや内廷的トモ・近侍的トモを部に編成した時期よりも遅い、とは言えないのではあるまいか。これまで刑部等について論じたように、名代の設定にあたっては、まず王族が本来所有していた民や豪族をもって名代と伴造に編成し、そのちに諸豪族支配下の人民を広く名代に設定していく方法、いわば二段階的方法がとられたと推定される。なんの元本・前提もなく、いきなり諸豪族の人民を割き取って名代に設置できるほど当時の大王・王族が専制的な権力を確立していたのかも疑わしい。

六人部は名代でないものの、その設置にあたっては先ず忍坂大中姫が率先して己の厨人を六人部に設定し、それに続いて諸豪族も六人部を献上したと伝えられている。王族所有の人民の中には、猪養や河川の民・渡来系の技術者集団とそれらの長なども多数含まれ、王族の家政機関を構成していた。名代といえは、すべて農民と考えるのは正しくない。たとえば、忍海部を雑工の品部と解する説があるが、一見品部のごとく見える理由は、忍海郎女が本来領有し忍海角刺宮に奉仕していた渡来系金属技術者集団とその長を含む人々を元本にして忍海部と忍海造に編成したからである。それゆえに、おのずと忍海部の設定地も金属技術者の居住地や金属産出地が選ばれることになったのであるが、忍海部がすべて金属技術者だったのではあるまい。小林敏男氏が、名代の「忍海部の前身形態はおそらく飯豊郎女の忍海角刺宮に奉仕する忍海漢人・手人などの生産トモ(部)であつたらう」と言われている点は賛意を表したい。名代の額田部が馬匹との関係が顕著なもの、額田部の根源・元本となった豪族と人民がもともと馬匹とかかわりが深かったからであろう。つまり、もともと王族の家政機関には、内廷的トモ・近侍的トモ・品部に相当・類似する人々が所属していたのであって、名代はそのような人々を元本・根源にして編成されたのだから、名代の設置時期が、内廷的部・近侍的部や品部の編成に遅れたとは思われない。刑部などの部称は允恭朝に成立していたはずである。

### 三 猪膏からみた盟神探湯

前章に述べたごとく、允恭朝に設定された六人部・六人造と刑

部・刑部造の本源・元本となったものは、もともと忍坂大中姫に仕えていた猪養集団とその長であった。彼らは猪の肉を貢進して食膳に奉仕したにとどまらず、猪膏も献上して忍坂や石上神宮の武器庫など大和政権の武器庫の兵仗を撃く職務にも従事していたのであるが、その際に用いた猪膏は盟神探湯でも使われたのである。というのは、猪膏は火傷の薬として重宝されたからであり、盟神探湯には火傷がつきものであったからである。

允恭朝の盟神探湯は、『古事記』『日本書紀』に次のように記されている。

ここに天皇、天の下の氏氏名名の人どもの氏姓の忤ひ過てるを愁ひたまひて、味白禰の言八十福津日の前に、玖訶瓮を居ゑて、天の下の八十友の緒の氏姓を定めたまひき。(『古事記』)

則ち味檀丘の辞禍戸岬に、探湯瓮を坐ゑて、諸人を引きて赴かしめて曰はく、「実を得むものは全からむ。偽らば必ず害れなむ」とのたまふ。盟神探湯、此をば区訶陀智と云う。或いは泥を釜に納れて煮沸かして、手を攘りて湯の泥を採る。或いは斧を火の色に焼き、掌に置く。是に、諸人、各木綿手繩を着て、釜に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに全く、実を得ざる者はみな傷れぬ。是を以て、故に詐る者は、愕然ちて、予め退きて進むこと無し。是より後、氏姓自づから定まり、更に詐る人無し。

〔『日本書紀』允恭天皇四年九月条〕

これより盟神探湯という神判の様子をある程度推察できるものの、「実を得る者は自づからに全く」ということは、今日では誰しも信

じがたいことであり、「実を得る者」もやはり火傷を負ったはずである。従って、盟神探湯における正邪の判定は火傷を負ったか否かによって決めるのではなくて、火傷の具合や程度などをもとにして決定されたと推定される。室町時代に行なわれた湯起請は、古代の盟神探湯の復活版であるといわれるが、その湯起請でも火傷の検査が行なわれている。それは、山田仁史氏の論文から引用すると、次のごとくである。

被判者はこの後、条件的自己呪詛を行なつてから手を熱湯中に入れる。ここでは、熱湯中から石を探り出すという方法が広く行なわれたらしい(『看聞御記』一四三六(永享八)年五月十九日条など)。次に火傷の検査についてであるが、実はこの検査は、探湯の後三日間くらいしてから行なわれている。そもそも一般に多発するとされる第二度の火傷では、火傷した当初は紅斑・浮腫を生ずるだけだが、二十四時間以内に水泡となる。そして火傷が治るまでには二週間ないしそれ以上かかり、場合によっては痕が残ることもあるという。したがって、火傷の程度を即刻判定するのは難しい。かと言って、その後二週間も放っておいたのでは火傷の痕跡が消えてしまふ恐れがある。神判において一般に三日程度の「火傷定着期間」が置かれるのはこのためだろう。この期間、被判者たちは寺社などで「失を守る」のである。

湯起請に限らず盟神探湯においても被判者はすべて火傷を負ったはずであり、一定の「火傷定着期間」の後に火傷の具合・程度を検査して、判定を下したのではあるまいか。そして、判定後には当然

火傷の治療がなされたはずである。そうだとすれば、その治療に猪膏が用いられた可能性は高い。火傷に効力を發揮する猪膏は、盟神探湯と密接な関係にあったのである。

丹波康頼が隋・唐以前の医書や方術書等を渉獵して永観二年（九八四）に撰進した『医心方』には、猪膏の用途が多数記されている。なかでも盟神探湯との関連で興味をそそられるのは、火傷の薬としての用途である。『医心方』に見える猪膏を用いた火傷の治療法を槇佐知子氏の訳に従って列挙すると、次の通りである。

やけどがすでにできものとなった患者の治療法（『葛氏方』）

猪膏と米の粉を練り合わせ、一日に五、六回、塗ること。

湯火によるやけどが爛れた場合の治療法（『極要方』）

猪膏で柳白皮を煎じて患部に塗ること。

火によるやけどの治療法（『僧深方』）

猪膏で柏樹皮を煮て、これを患部に塗ること。

火によるやけどの治療法（『千金方』）

丹参を多少にかかわらず羊の脂で煎じて患部に塗ると、あらたなか効きめがある。（いま調べてみると「羊の脂がない場合には猪脂を用いよ」とある。）

死んだ鼠一匹を猪膏で煎じ、すっかり溶けてしまってから患部に塗ると治り、あとが全く残らない。

火によるやけどで爛れた瘡を治して、そのあとに毛髪を生やし伸ばす処方（『耆婆方』）

柏樹白皮を用意して粉末にし、猪脂に混ぜて塗布すると良い。また、それを煎じて、その煮汁で患部を洗うこと。

火によるやけどの瘡や灸による瘡の治療法（『刪繁方』）

柏樹白皮五両、甘草一両、竹葉三両、生地黃五両。四種類のすべてを刻んで綿に包み、苦酒五合にひたして一晚漬けておく。これを猪膏一升で煎じて竹の葉が黄ばんだら火からおろし、滓を除いて患部に塗りつけること。

湯起請による火傷の治療は二週間以上もかかったから、盟神探湯による火傷の治療も被判者一人一人につき相当な量の猪膏が必要である。また、とりわけ氏姓をめぐる盟神探湯の場合は、双方の氏族の代表が一对一で正邪を争うとは限らず、双方の氏族の構成員の大多数が集団的に盟神探湯を課せられることも少なくなかったと推測されるので、一回の盟神探湯で何十人・何百人という火傷の患者が発生し、その治療には膨大な猪膏を必要としたことであろう。

盟神探湯の記事は応神天皇九年条と継体天皇二十四年条にも見え、『隋書』倭国伝には瓮の中から取り出した毒蛇に噛まれるか否かで判定する神判が記されている。盟神探湯が大化以前に実際に行なわれていた公算は大であるが、允恭朝に盟神探湯を実施したことを証明できる明徴はない。しかし、盟神探湯につきものの火傷の治療に有効な猪膏を貢進した刑部や穴人部が、ほかならぬ允恭朝に設定されたことを考慮すれば、允恭朝に氏姓に関する盟神探湯が行なわれた可能性はある。また、同じく猪膏を進上した猪使部も允恭朝までに設置されていたらしい。それは、物部薨代宿禰所有の猪使部を奪って物部日大連に与えたという雄略天皇十八年条の物語から推定できる。しかも火傷の薬の猪膏を貢進した刑部造と猪使部は、盟神探湯の執行を管掌した物部連の配下であった。刑部造は物部連の同族

と称して石上神宮の武器庫の兵器を猪膏で塗く職務を負い、猪使部も物部菟代や物部目の所有と伝えられているので、大和政権の武器庫を掌った物部氏は刑部造・猪使部・穴人部の貢上する猪膏の最終的管理者であった。物部氏の管理する猪膏は火傷の薬でもあったから、物部氏は盟神探湯と深い関係にあったのである。

しかも物部氏は、氏姓に関する訴訟を世襲の職務とした解部を配下としていた。令制の解部は治部省と刑部省に配属されているが、利光三津夫氏によると、解部は氏姓の訴訟を裁判する特殊な裁判官で、独立した解部局を構成する品官であり、これに相当するものは唐制にはなく、大化以前から存在していた我国固有の制度であった。二例しかない解部の実例の刑部少解部苜間連・中解部韓国連はいずれも物部氏の同族と称し、彼らは物部連のもとで氏姓の裁判を世襲した負名氏であった<sup>(27)</sup>という。利光氏の見解をさらに敷衍して推測すれば、物部氏は刑罰・警察・軍事・呪術を職務としていたがゆえに、解部を配下として氏姓に関する裁判・刑罰にも関与するようになり、盟神探湯の執行者となったのだろう。物部氏が盟神探湯の執行者となったもう一つの理由は、刑部造・猪使部や穴人造などを率いて猪膏で大和政権の武器庫の兵器を塗く職務を統括する猪膏の最終的管理者であったために、猪膏と不可分の関係にある盟神探湯の執行を掌ることになったからである。盟神探湯によって生ずる火傷の治療薬としての猪膏を大量に確保・供給することも物部氏の仕事であった。盟神探湯の管掌者となることは物部氏の権勢を強化することになったものの、その反面被判者に極度の恐怖感を抱かせる拷問にも似た盟神探湯を執行することは、諸氏族の反感と憎悪を買ったに違

いない。そのような不利益を緩和するためにも、允恭天皇と物部氏は火傷の薬の猪膏を供給してアフターケアにつとめる必要があった。允恭朝に猪膏を元本にして刑部や穴人部を設定した理由は、食膳奉仕のためであり、武器庫の兵仗を塗く猪膏を供給するためであり、さらに氏姓の裁判の盟神探湯で生ずる多数の火傷患者の薬に用いる猪膏を常に王権が確保しておくためであったと考える。

物部氏はすでに允恭朝から盟神探湯の執行を管掌していた。それは、忍坂の武器庫の存在から推定できる。前章に掲示した垂仁天皇三十九年条の「一に云はく」よると、石上神宮に武器庫が移される以前は「忍坂邑」にあった。その時期は、忍坂大中姫が忍坂宮を営んでいた允恭朝であろう。そして、忍坂の武器庫のある十市郡にも物部氏は居住していた。それは、物部十千根大連の名前や物部氏配下の十市部（安閑天皇元年条）から推測可能である。物部連は允恭朝に設置された刑部・穴人部を指揮して忍坂の武器庫を管理し、その膨大な武器・武具を猪膏でもって塗っていた。従って、物部氏は允恭朝には猪膏の総管理者となっており、火傷の薬の猪膏を常時供給できる能力があった。つまり、允恭朝の物部連には、盟神探湯の執行責任者となれる前提・条件は揃っていたのである。

允恭朝に盟神探湯が実施されたことは、坂合部の設定からも推測できる。『新撰姓氏録』摂津国皇別に「坂合部。同（阿倍朝臣のこと）大彦命の後なり。允恭天皇の御世。国境の標を造立す。因りて姓を坂合部連と賜ふ」とある坂合部は、允恭天皇の子息坂合黒彦皇子の名代であろう。ただし、前章に述べたように名代のなかには特定の職務を持つものもあるので、坂合部も「国境の標を造立す」と

というような境界の確定に従事した可能性はある。クニの境に限らず、境界というものは古今を問わず最も紛争の生じやすいものである。後世の湯起請の適用された諸事件においても、民事事件（所務沙汰および雑務沙汰）は「境相論が圧倒的に多<sup>(29)</sup>」く、鉄火（熱鉄神判）でも「境相論に関する事例がやはり多い」という。大化以前にも境界紛争は頻々と起きたはずであり、その際に盟神探湯が坂合部連によって執り行なわれたのではあるまいか。前川氏は、盟神探湯の行われた味檀丘にも拠点を有していた蘇我氏もある時期に盟神探湯に関与していたと言われているが、蘇我氏の一族に境部臣のいることを思えば、前川氏の見解は興味深いものがある。

### おわりに

我国における氏族の成立に関する研究において、『宋書』と『南齊書』の百済国伝は従来まったく顧慮されることがなかった。しかし、ウヂの名の成立の考察にとって、両書の百済国伝は利用価値のある有益な史料である。

『宋書』『南齊書』の百済国伝には、百濟王が仮授した官爵の除正を求める配下の姓が中国の姓に似せて漢字一字でもってすべて明記されている。また、除正を要請する理由も一人一人について克明に記載されていた。これより類推すると、倭王の珍が配下の倭隋ら十三人に將軍号を仮授し、済が配下二十三人に將軍号と郡太守号を仮授して、その除正を宋に要請したときにも、配下のウヂの名を中国の姓に似せて漢字一字で記載した可能性がきわめて高い。また、除正を求める理由も全員もれなく記されていたはずである。その作業

を担当したのは中国人府官であった。

四七八年の武の上表文の末尾にも「其の余も威<sup>な</sup>仮授して、以て忠節を勧めしめん」と読める句があり、これは武が配下（「其の余」）に官爵を仮授してその除正を求めている、と解釈できるので、武の上表文ないしは附属の別紙にも配下の姓が漢字一字で列記されていたのである。四三八年から四五年・四七八年まで四十年間に三度も、また珍・済・武の三代にわたって、中国の姓に似せて一字で表記したウヂの名が倭王の上表文に繰返し記載されたのは、その背景として当時ウヂの名が成立して定着しつつあった事実が存在したからにはかならない。ただし、倭王の上表文に一字で記載されたウヂの名は、大和政権を構成する中央・地方の大豪族のそれであった。また、彼らは臣・連・君のカバネも帯びていたと考えられる。

『宋書』『南齊書』百済国伝から類推できるのは、一部の大豪族のウヂの名にとどまり、中小豪族の氏族については推測できない。そこで、允恭朝に設定された穴人部や名代の刑部・河部・藤原部・輕部の設置事情・性格・名義等を逐一検討してみると、刑部という部称や穴人造・刑部造・河部造・藤原部造・輕部造という造姓の中小豪族の氏族も允恭朝にすでに存在していたことが判明する。允恭朝は諸王族の家政機関のなかに埋没・隸属していた中小豪族を名代の伴造に編成していくことによって、王権の支配下に組み込んでいった時代であった。従って、允恭天皇が盟神探湯によって氏族の混乱を正したという伝承は、実はこの頃に氏族がかなりな程度に形成されつつあったことを意味しているのである。

盟神探湯に火傷はつきものであるが、この火傷の治療と治療薬に

ついて関心が払われたことはなかった。允恭朝には盟神探湯による火傷の治療薬の猪膏を貢上させるために、また忍坂の武器庫の兵仗を鑿ぐのに必要な猪膏や食膳奉仕の猪肉を貢進させるために、猪養を元本にして刑部・穴人部および猪使部が設定された。刑部造・猪使部と猪膏の総管理者であった物部連は、彼らと穴人造を指揮して忍坂の武器庫の武器を猪膏で鑿かせたほか、允恭天皇の命で盟神探湯を執行しては火傷治療薬の猪膏を供給して盟神探湯の与える残酷性を緩和し、もって盟神探湯の執行つまり氏姓の形成を円滑ならしめる重要な働きをした。

要するに、前川氏・鷲氏が論証されたごとく、盟神探湯伝承は事実無根の虚構ではなくして、五世紀中葉の允恭朝における氏姓の形成・成立という史実に裏付けられた伝承である、と言ってよいのである。小稿は、鷲弘道先生の御退職を記念する特別号に掲載していただく機会に恵まれたにもかかわらず、御高説に蛇足を加えるだけの結果に終わってしまった。すでに紙数も尽きたので、欄筆して広く御叱正を仰ぐことにしたい。

## 注

- (1) 『日本古代氏族と王権の研究』所収
- (2) 『東アジアの古代文化』八八号
- (3) 『学習院大学文学部研究年報』四四輯
- (4) 武田幸男「平西將軍・倭隋の解釈」『朝鮮学報』七七
- (5) 坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮」五五二―五五三頁
- (6) 司馬の曹達は百濟王が倭に派遣した可能性が強いとする(『古代朝鮮

諸国と倭国』一九九頁)

- (7) 『魏晉南北朝の民族問題』六三三頁
- (8) (5) の五五四頁
- (9) 坂元義種「倭の五王」二三八頁
- (10) 大庭脩『親魏倭王』一一五―一二八頁
- (11) 佐伯有清「臣か直か」『歴史と人物』昭和五十四年一月
- (12) 「刑部の職掌・起源と穴人部・猪使部・河部について」(共立女子短期大学文科「紀要」四十一号)
- (13) 『日本古代の貴族と地方豪族』三二六頁
- (14) 『日本古代氏族伝承の研究・続篇』三七八―三七九頁
- (15) 「石上神宮と忍壁皇子」(『日本書紀研究』十二冊) 二二九頁
- (16) 「古事記伝」七
- (17) 『古代王権と県・県主制の研究』二五四頁
- (18) 諸橋敏次『大漢和辞典』卷二の二一四―二二五頁
- (19) 星野良作「千申の乱と大伴連氏に関する基礎的考察」(佐伯有清先生古希記念会編『日本古代の社会と政治』二二六―二二八頁)
- (20) 『古代氏族の性格と伝承』四〇九頁
- (21) 『大化前代社会組織の研究』七五頁
- (22) (21) の五六頁
- (23) 「トモ・トモノヲに関する一考察」(『続日本紀研究』二二七号)
- (24) (17) の二六四頁
- (25) 「盟神探湯・湯起請・鉄火―日本における神判の系譜(一)―」(『東アジアの古代文化』八十六号) 八十八―八十九頁
- (26) 『医心方』卷十八外傷篇 第一章
- (27) 「解部考」(『律令制とその周辺』二二七頁)
- (28) (25) の七八頁
- (29) (25) の八三頁